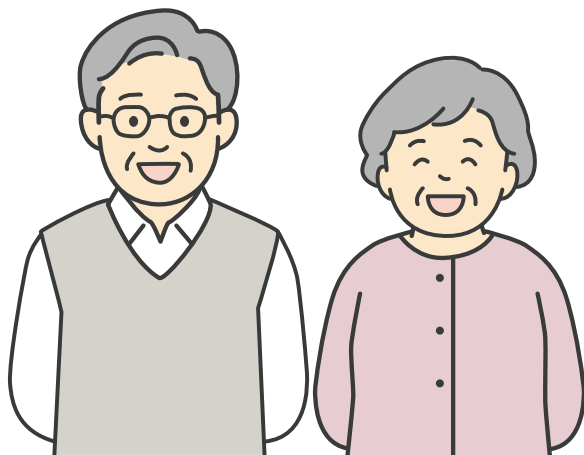


い ぞ う き ぶ

兵庫県からのお知らせ 遺贈寄附のご案内



生きた証をのこしたい

近年、「自分が築いた財産を故郷のために役立ててほしい」、「亡くなった後も社会に思いを繋ぎたい」などの尊いお申し出が増えております。

ふるさとへの恩返しをしたい

きっかけは様々ですが、生まれ育ったふるさとに財産を寄附することへの関心が高まっており、本県では、このような思いを繋ぐために、遺言による寄附(遺贈寄附)を承っております。



遺贈寄附とは

※詳しくは裏面へ

一般的に遺贈寄附とは、遺言書を作成し、財産の全部または一部を特定の個人あるいは団体に無償で譲渡(贈与)することです。相続の発生後、遺言を執行することで指定した先へ寄附がなされます。

ご寄附の使い道

皆様から本県にいただいたご寄附は、寄附者の思いに沿って、下記のような取組に活用させていただきます。

① 保健・福祉の充実

子ども・妊産婦・障害者等の支援、動物愛護、医療体制の確保

② SDGs 推進

環境保全、脱炭素社会の推進

③ 教育環境の充実

県立学校や若者・Z世代の応援などの教育の充実

④ 芸術文化・スポーツの振興

社会教育施設の充実強化、スポーツ振興等に充当

⑤ 産業振興

県内の地場産業や中小企業支援

⑥ まちづくり応援

県立都市公園の整備や民間のまちづくり活動の支援

⑦ 農林水産業応援

県内の農林水産業者支援や農林水産業の振興

⑧ その他

寄附者のご意向を汲んだ用途等

遺贈寄附の流れ

少額でも遺贈寄附は可能ですので、ご意向や詳細が決まっていない方でもお気軽にご相談ください。

① ご相談

下記連携機関での無料相談

② 遺言書の作成

専門家と一緒に作成します。

遺言書には「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」等があります。自筆証書遺言は全文自筆で記述し、保管は自らの責任で行います。公正証書遺言は、本人及び証人2名以上が公証役場に出向き、公証人の前で遺言の内容を述べ、これを公証人が記述して本人と証人が記載内容を確認したあと、署名、押印して完成します。原本は公証役場で保管されます。費用はかかりますが安全確実です。

③ 遺言書の執行

相続の発生後、遺言を執行することで指定した先へ寄附がなされます。

福祉教育の充実や
地域振興に役立てて
もらおう

④ 遺贈寄附の実現

現金のほか、有価証券も一部受入可

連携機関

本県への遺贈寄附を検討されている方を対象に、以下の金融機関等と連携して遺贈寄附のご相談を承っております。
遺贈を含む遺言書作成に関するご相談を無料で受け付けているほか、相続に関するコンサルティングなどを取り扱っています。

機 関 名	三井住友銀行 相続アドバイザー部	みなと銀行 個人業務部	三井住友信託銀行 神戸支店・神戸三宮支店	みずほ信託銀行 神戸支店	READYFOR(株)
問合せ先	0120-338-518 (通話料無料)	078-333-3226	0120-113-569 (通話料無料)	078-392-1531	0120-948-313 (通話料無料)
受付時間	平日の9時から17時 (年末年始を除く)	平日の9時から17時 (年末年始を除く)	平日の9時から17時 (年末年始を除く)	平日の9時から17時 (年末年始を除く)	平日の10時から17時 (年末年始を除く)

兵庫県 財務部 財政課 自主財源班

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

MAIL Shikinzaian@pref.hyogo.lg.jp 電話 078-362-9061



ホームページは
こちらからも
ご覧いただけます

